

平成 30 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社チームスピリット  
代表者名 代表取締役社長 荻 島 浩 司  
(コード番号：4397 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役副社長 増 山 秀 信  
( TEL. 03-4577-7510)

## 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 30 年 7 月 19 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 30 年 8 月 2 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 850 円  
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 340,000,000 円
- (3) 仮 条 件 1,000 円 から 1,200 円
- (4) 仮条件の決定理由等  
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のよう  
な評価を得ております。
- ①月額利用料収入により、安定的な収益が見込めること。
  - ②働き方改革への対応に向けた需要が見込まれること。
  - ③競合他社や新規参入企業との競争激化の可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 1,000 円から 1,200 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

#### 2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 850 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 61,200,000 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

#### （1）親引け先の状況等

##### ① 親引け先の概要

チームスピリット従業員持株会

（理事長 橋本 啓彦）

東京都中央区京橋二丁目5番18号

##### ② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

##### ③ 親引け先の選定理由

当社従業員の福利厚生のためであります。

##### ④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、24,000株を上限として、平成30年8月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

##### ⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

##### ⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

##### ⑦ 親引け先の実態

当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

#### （2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

#### （3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)	公募による募 集株式発行及 び引受人の買 取引受による 売出し後の所 有株式数(株)	公募による募 集株式発行及 び引受人の買 取引受による 売出し後の株 式総数に対す る所有株式数 の割合(%)
荻島 浩司	埼玉県北本市	2,800,000 (200,000)	36.35 (2.60)	2,720,000 (200,000)	33.57 (2.47)
Draper Nexus Technology Partners2号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区大 手町一丁目1番1号	1,046,200	13.58	1,046,200	12.91
salesforce.com, inc.	The Landmark @ One Market Street, Suite 300 San Francisco, CA, USA	973,400	12.64	973,400	12.01
NVCC 7号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸 の内二丁目4番1号	595,000	7.73	595,000	7.34
ニッセイ・キャピ タル5号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸 の内一丁目6番6号	530,000	6.88	530,000	6.54
SMBCベンチャーキ ャピタル1号投資事 業有限責任組合	東京都中央区八重 洲一丁目3番4号	500,000	6.49	500,000	6.17
増山 秀信	東京都世田谷区	300,000 (150,000)	3.90 (1.95)	300,000 (150,000)	3.70 (1.85)
有本 陽助	千葉県白井市	130,000 (30,000)	1.69 (0.39)	130,000 (30,000)	1.60 (0.37)
SMBCベンチャーキ ャピタル3号投資事 業有限責任組合	東京都中央区八重 洲一丁目3番4号	122,000	1.58	122,000	1.51
都 賢治	東京都大田区	100,000	1.30	100,000	1.23
計	—	7,096,600 (380,000)	92.14 (4.93)	7,016,600 (380,000)	86.60 (4.69)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成30年7月19日現在のもの  
であります。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募  
による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式  
数の割合は、平成30年7月19日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による募集株式  
発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け(24,000株として算出)を勘案した場  
合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	400,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	80,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	72,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年8月6日(月曜日)から  
平成30年8月10日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年8月13日(月曜日)  
(発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年8月14日(火曜日)から  
平成30年8月17日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年8月21日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年8月22日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である荻島浩司(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年7月19日及び平成30年8月2日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式72,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、平成30年8月22日から平成30年8月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. ロックアップについて

上記【ご参考】1. 公募による募集株式発行及び株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である荻島浩司並びに当社株主である増山秀信、有本陽助、都賢治及びオーバーザレインボー株式会社は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年11月19日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社株主である Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、NVCC7号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル5号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合及びDraper Nexus Partners II, LLCは、野村證券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年11月19日までの期間中は、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が上記【ご参考】1. 公募による募集株式発行における発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨を合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年2月17日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記【ご参考】1. 公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年7月19日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成31年2月17日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合、salesforce.com, inc.、SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合、Draper Nexus Partners II, LLC）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。